

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月8日
【四半期会計期間】	第11期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）
【会社名】	ミサワホーム株式会社
【英訳名】	MISAWA HOMES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 竹中 宣雄
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
【電話番号】	03（3345）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 在川 秀一
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
【電話番号】	03（3345）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 在川 秀一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第10期 第2四半期連結 累計期間	第11期 第2四半期連結 累計期間	第10期
会計期間		自平成24年4月1日 至平成24年9月30日	自平成25年4月1日 至平成25年9月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高	(百万円)	187,610	206,556	394,696
経常利益	(百万円)	4,742	6,002	12,029
四半期(当期)純利益	(百万円)	2,868	5,101	9,920
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	2,798	5,137	10,890
純資産額	(百万円)	34,829	39,476	35,552
総資産額	(百万円)	197,623	229,432	212,725
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	64.71	130.83	254.55
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	49.32	117.94	183.93
自己資本比率	(%)	16.6	16.2	15.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	9,075	9,982	18,115
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,184	3,480	6,336
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,234	2,752	4,615
現金及び現金同等物の四半期 末(期末)残高	(百万円)	49,678	64,474	55,193

回次		第10期 第2四半期連結 会計期間	第11期 第2四半期連結 会計期間
会計期間		自平成24年7月1日 至平成24年9月30日	自平成25年7月1日 至平成25年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	213.88	224.54

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1)業績の状況

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、設備投資や個人消費などが堅調に推移し海外経済も改善基調にあることから、緩やかな持ち直し傾向が見られました。しかしながら、長期金利上昇に対する懸念や海外経済を巡る不確実性は依然として大きく、我が国の景気を下押しするリスクとなっています。

住宅業界におきましては、景況感の改善などにより個人消費が底堅く推移したことや、住宅ローン金利の先高観による影響などから堅調に推移いたしました。

このような環境下で、主力の住宅事業におきましては、デザインクオリティを高めた木質系戸建住宅「GENIUS Zi (ジニアス ジー)」を4月に発売いたしました。また、インターネット住宅販売サイト「MISAWA WEB DIRECT (ミサワ・ウェブダイレクト)」に大収納空間「蔵」を設けた「JUST PLUS 30 KURA(ジャストプラス サーティ クラ)」を追加するなど、商品ラインナップの拡充を図りました。

木造軸組工法を基本とした耐震木造住宅「MJ Wood (エムジェイウッド)」におきましては、コストパフォーマンスに優れた子育て世代向けの新商品「Season n (シーズンエヌ)」を7月に発売し、木造住宅市場におけるシェアの拡大に努めました。

8月には、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用できる、太陽光電池容量10kW以上の太陽光発電システムを搭載した「Solar Max (ソーラーマックス)」シリーズとして、木質系戸建住宅、木質系賃貸住宅、鉄骨系戸建住宅をラインナップいたしました。

スマートハウス、スマートタウンの推進につきましては、新潟県新潟市内のスマートタウン「リンクタウン西野中野山」において、寒冷多雪地域向けの量産型スマートハウス実証住宅10棟が5月に完成し、実証実験を開始いたしました。8月には家庭用蓄電池のレンタル事業を手掛けるONEエネルギー株式会社(本社東京都港区/代表取締役社長 小島一雄)と提携し、住まいの新築を検討しているお客様に対してレンタル蓄電池の提案を開始いたしました。

低炭素社会の実現を目指し、当社グループの株式会社ミサワホーム総合研究所が中心となり研究開発に取り組んでいる新構法FWS(フューチャー・ウッド・システム)におきましては、本構法を初めて採用した「ミサワホーム 静岡事務所ビル」が6月に完成いたしました。なお、「ミサワホーム 静岡事務所ビル」は国土交通省の平成23年度「木のまち整備促進事業」に採択されています。当社グループでは今後も新構法FWSの開発・検証を進め、大規模木造建築物や4、5階建の中層住宅の木質化に積極的に取り組んでまいります。

当社グループは、創業時より「住まいは子育てのために」という信念のもとに商品を開発し、子育てにおいて“家でできること”を真摯に考え、住まいづくりに取り組んでおります。こういった企業姿勢のもと子ども目線に立った良質な商品開発や調査研究が高く評価され、木質系戸建住宅「SMART STYLE」シリーズや、子どもの視点に沿った保育空間のデザイン手法を検証する「子どもの環境行動分析による園庭・園舎デザイン検証プロジェクト」など、合計5点について第7回キッズデザイン賞(主催特定非営利活動法人キッズデザイン協議会/後援 経済産業省)を受賞いたしました。さらに、「子どもの環境行動分析による園庭・園舎デザイン検証プロジェクト」は、上位賞である「キッズデザイン協議会会長賞」を受賞いたしました。

以上の施策を講じた結果、当第2四半期連結累計期間の連結業績につきましては、売上高は前年同四半期比189億45百万円増加(10.1%増)の2,065億56百万円となりました。利益面につきましては、経常利益は60億2百万円(前年同四半期比26.6%増)となり、四半期純利益につきましては51億1百万円(前年同四半期比77.9%増)となりました。

(2) 資産、負債及び純資産の状況

当第2四半期連結会計期間末の資産につきましては、現金及び預金、未成工事支出金の増加により、前連結会計年度末に比べて167億7百万円増加し、2,294億32百万円となりました。負債につきましては、前連結会計年度末に比べ127億83百万円増加し、1,899億56百万円となりました。これは主に、未成工事受入金の増加及び借入金の実行によるものであります。また純資産につきましては、四半期純利益を計上したことにより394億76百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、営業活動及び投資活動により65億2百万円の増加、財務活動により27億52百万円の増加となり、当第2四半期連結会計期間末残高は644億74百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の収入は、99億82百万円(前年同四半期比9億7百万円の増加)となりました。これは主に、たな卸資産が増加した一方で、未成工事受入金の増加及び税金等調整前四半期純利益の計上等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の支出は、34億80百万円(前年同四半期比12億95百万円の増加)となりました。これは主に固定資産の取得等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の収入は、27億52百万円(前年同四半期は52億34百万円の支出)となりました。これは主に配当金の支払があったものの、借入金の実行等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、13億59百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	149,999,855
D種優先株式	145
計	150,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年11月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	38,738,914	38,738,914	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部	(注)1
D種優先株式 (注)2	75	-	-	(注)3~13
計	38,738,989	38,738,914	-	-

(注)1. 完全議決権株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

3. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

なお、詳細については、(注)1 1「普通株式を対価とする取得請求」に記載しております。

(1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。

(2) 取得価額の修正の基準及び頻度

毎年3月27日及び9月27日における時価に相当する金額に修正します。

(3) 取得価額の下限は、384.6円(当初転換価額の60%相当額)であります。

(4) 当社の決定により、D種優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項：有り

4. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

金銭を対価とする取得請求権の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社とD種優先株式の株主である株式会社日本政策投資銀行(以下「所有者」という。)との間において平成23年12月13日付で「投資契約書」に係る契約(以下「投資契約」という。)を締結し、所有者は、下記のいずれかに該当しない限り、金銭を対価とするD種優先株式の取得請求ができない旨を定めています。

イ D種優先株式の発行日から5年が経過した場合

ロ 当社が投資契約に定める義務に違反した場合(軽微な義務違反の場合には、所有者から当該義務が履行されていない旨の書面による通知を受領した後14日間を経てもなお当該義務が履行されない場合に限る。)

ハ 当社が投資契約に定める表明及び保証に違反した場合(軽微なものを除く。)

- ニ 当社の各事業年度の末日又は9月30日（以下「本・中間決算期」という。）における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額（ただし、退職給付に係る会計基準が改正された場合には、当該本・中間決算期における当社の連結の貸借対照表の純資産の部の「その他の包括利益累計額」において、退職給付に係る調整額として計上された金額については、存在しないものとして計算する。以下このにおいて同じ。）に関して、それぞれ2半期（各本・中間決算期毎に1半期として計算する。）連続して当該本・中間決算期の直前の本・中間決算期における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額（ただし、退職給付に係る会計基準が改正された場合には、当該本・中間決算期の直前の本・中間決算期の末日における当社の連結の貸借対照表の純資産の部の「その他の包括利益累計額」において、退職給付に係る調整額として計上された金額については、存在しないものとして計算する。以下このにおいて同じ。）又は平成23年3月に終了した事業年度の末日における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額未満となった場合
- ホ 当社の各本・中間決算期における当社の連結の貸借対照表における繰越控除後純資産金額（当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額から流動資産の繰延税金資産の金額及び固定資産の繰延税金資産の金額を控除した金額をいう。以下このホにおいて同じ。）を、当該本・中間決算期の直前の本・中間決算期又は平成23年3月に終了した事業年度の末日における当社の連結の貸借対照表における繰越控除後純資産金額のいずれか大きい方の75%の金額未満となった場合（ただし、当社が当該本・中間決算期における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を当該本・中間決算期の直前の本・中間決算期の末日又は平成23年3月に終了した事業年度の末日における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持した場合を除く。）
- へ 当社の各事業年度における損益計算書に記載される単体又は連結の営業損益が2期連続して損失となった場合
- 当社の普通株式を対価とする取得請求権の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容  
所有者は、下記のいずれかに該当しない限り、当社の普通株式を対価とするD種優先株式の取得請求ができない旨を定めています。
- イ 当社が、投資契約に定める義務に違反した場合（軽微な義務違反の場合には、所有者から当該義務が履行されていない旨の書面による通知を受領した後14日間を経てもなお当該義務が履行されない場合に限る。）
- ロ 当社が、投資契約に定める表明及び保証に違反した場合（軽微なものを除く。）
- ハ D種優先株式に対する剰余金の配当が、2事業年度連続して行われなかった場合
- ニ 上記4（1）のイ及びニからへまでのいずれかの場合に該当した日から6か月間が経過したとき。
- （2）当社の株券の売買に関する事項について所有者との間の取決め内容  
投資契約において、所有者がD種優先株式を譲渡しようとする場合は、当該譲渡に先立ち当社と協議することと定めています。また、D種優先株式を第三者に譲渡した場合には、それが全部譲渡であるときは、所有者は、当該譲受人に所有者の投資契約上の地位を譲り受けさせるものとし、一部譲渡であるときは、所有者は、当該譲受人に対して、投資契約上の所有者の義務と同一の義務を負担させるものとしております（当社は、所有者に対する投資契約上の義務と同一の義務を当該譲受人に対して負担しません。）。
5. 優先期末配当
- （1）D種優先配当  
剰余金の配当（D種優先中間配当金を除く。）をする場合は、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、D種優先配当金を配当する。
- （2）計算方法  
D種優先配当は、金銭によるものとし、D種優先配当金の金額は、D種優先株式1株につき650万円とする。
- （3）累積条項  
累積型  
当該事業年度の翌事業年度の初日以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率6.5%（以下「D種優先配当率」という。）、1年毎の複利計算により累積する。
- （4）参加条項  
非参加型（ただし、累積未払D種優先配当金の配当、又は当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に定める剰余金の配当、又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に定める剰余金の配当については、この限りではない。）

6. 優先中間配当

各事業年度において該当する上記5(1)のD種優先配当の2分の1の金額とする。

7. 議決権

D種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

8. 株式の分割又は併合、募集株式の割当て等

法令に別段の定めがある場合を除き、D種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。D種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

9. 金銭を対価とする取得請求権

(1) D種優先株主は、当社に対して、平成24年3月28日以降いつでも、金銭を対価としてD種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。

(2) 上記(1)の請求(以下この9において「取得請求」という。)がなされた場合には、D種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、D種優先株主がその取得請求をした日(以下「金銭対価取得請求権取得日」という。)における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、D種優先株主に対して、下記の算式によって算出される取得価額の金銭の交付を行うものとする。

(算式)

1 株あたりの取得価額

$$= 1 \text{ 億円} + \text{累積未払D種優先配当金の金額} \\ + \text{前事業年度未払D種優先配当金の金額} + \text{当事業年度未払優先配当金の金額} \\ \text{「累積未払D種優先配当金の金額」}$$

金銭対価取得請求権取得日を実際に支払われた日とみなして、上記5(3)に記載した方法に従って計算される額とする。

「前事業年度未払D種優先配当金の金額」

基準日の如何にかかわらず、金銭対価取得請求権取得日の属する事業年度の前事業年度(以下このにおいて「前事業年度」という。)にかかるD種優先配当金のうち、金銭対価取得請求権取得日までに、実際に支払われていないD種優先配当金がある場合における当該前事業年度にかかるD種優先配当金の不足額(ただし、累積未払D種優先配当金に含まれる場合を除く。)とする。

「当事業年度未払優先配当金の金額」

1億円にD種優先配当率を乗じて算出した金額について、金銭対価取得請求権取得日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降、金銭対価取得請求権取得日(同日を含む。)までの期間の実日数につき日割計算により算出される金額(ただし、金銭対価取得請求権取得日が平成24年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、0円)から、金銭対価取得請求権取得日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に支払われたD種優先中間配当金の金額がある場合におけるD種優先中間配当金の額を控除した金額とする。

上記の計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

(3) 分配可能額を超えてD種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきD種優先株式は、取得請求された株式数に応じた比例按分の方法により決定する。

10. 取得条項

(1) 当社は、平成25年3月27日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、その日(以下「金銭対価取得条項取得日」という。)において、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、下記(2)の取得価額の金銭の交付と引換えにD種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得するときは、比例按分又は当社の取締役会が定める合理的な方法による。

(2) D種優先株式1株あたりの取得価額は、上記9(2)に定める算式を準用して計算する。なお、この場合においては、上記9(2) から までに、「金銭対価取得請求権取得日」と記載してあるのは、「金銭対価取得条項取得日」と読み替える。

11. 普通株式を対価とする取得請求

(1) D種優先株主は、平成24年3月28日以降いつでも、当社に対して、当社の普通株式を対価としてD種優先株式を取得することを請求することができる。

(2) 当社は、D種優先株主から上記(1)の取得請求を受けた場合は、その日(以下「普通株式対価取得請求権取得日」という。)にそのD種優先株主の有するD種優先株式を取得すると引換えに、そのD種優先株主に対して、次の算式により算出した数の当社の普通株式を交付する。なお、D種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

(算式)

当社の交付する普通株式数

$$= \text{D種優先株主が取得を請求したD種優先株式の基準価額の総額} \div \text{転換価額}$$

(3) D種優先株主が取得を請求したD種優先株式の基準価額は、上記9(2)に定める算式を準用して計算する。なお、この場合においては、上記9(2) から までに、「金銭対価取得請求権取得日」と記載してあるのは、「普通株式対価取得請求権取得日」と読み替える。転換価額は(4)以下に記載のとおりとする。

(4) 当初転換価額

当初転換価額は、641円とする。

(5) 転換価額の修正

転換価額は、平成24年3月27日以降の毎年3月27日及び9月27日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、転換価額修正日における時価に相当する金額に修正する。

上記の「転換価額修正日における時価」とは、その転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

(6) 転換価額の調整

当社は、D種優先株式の発行後、次に掲げる事由のいずれかの事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合に転換価額(現に効力を有する転換価額をいう。)を調整する。時価(上記(5)に記載の時価をいう。この及び下記(7)において同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含み、下記及びに掲げる場合において普通株式を交付するときを除く。)

取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるもの(以下「本件取得請求権付株式等」という。)を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)

新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利であって、時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できるもの(以下「本件新株予約権等」という。)を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)

普通株式の株式分割をする場合

普通株式の株式併合をする場合

(7) 転換価額調整式

転換価額の調整は、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって行う。

(算式)

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」

次に掲げる場合に応じ、それぞれ記載の日における当社の発行済普通株式数からその日において当社の有する普通株式数を控除し、その転換価額の調整前に下記又はにより交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

イ 普通株主に上記(6) から までの各取引にかかる基準日が定められている場合：その基準日

ロ 上記イの基準日が定められていない場合：調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日



「交付普通株式数」

次に掲げる場合においては、それぞれ記載の数とする。

- イ 上記(6) に掲げる場合：交付する普通株式数
  - ロ 上記(6) 及び に掲げる場合：本件取得請求権付株式等又は本件新株予約権等の全てが当初の条件で取得の請求がされ、又は行使されたことにより普通株式が交付されたものとみなして算出される数(ただし、取得の請求又は行使に際して交付される普通株式の対価(下記 ロ又はハに掲げる金額をいう。このロにおいて同じ。)が調整後の転換価額の適用時期(下記(8) なお書に記載)に確定していない場合は、調整後の転換価額は、その対価の確定時点で交付されている本件取得請求権付株式等又は本件新株予約権等の全てがその対価の確定時点の条件で取得され、又は行使されたことにより普通株式が交付されたものとみなして算出される数。)
  - ハ 上記(6) に掲げる場合：株式分割により増加する普通株式数(基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)
  - ニ 上記(6) に掲げる場合：株式併合により減少する普通株式数(効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示したもの。
- 「1株あたりの払込金額」：次に掲げる場合に応じ、それぞれ記載の金額とする。
- イ 上記(6) に掲げる場合：上記(6) に記載の払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円)
  - ロ 上記(6) に掲げる場合：本件取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる取得請求権付新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得の請求に際して本件取得請求権付株式等の権利者に交付される普通株式以外の財産がある場合は、その財産の価額を控除した金額を、その取得の請求に際して交付される普通株式の数で除して得た金額
  - ハ 上記(6) に掲げる場合：本件新株予約権等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その行使に際して本件新株予約権等の権利者に交付される普通株式以外の財産がある場合は、その財産の価額を控除した金額を、その行使に際して交付される普通株式の数で除して得た金額
  - ニ 上記(6) 及び に掲げる場合：0円

「時価」

上記(5) を準用して計算する。なお、この場合においては、上記9(2) から までに、「その転換価額修正日に先立つ」と記載してあるのは、「調整後の転換価額を適用する日に先立つ」と読み替える。

転換価額調整式の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、この場合における調整は繰り越し、その後の調整の計算において斟酌する。

(8) 調整後の転換価額の適用時期

上記(6) に掲げる場合

払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときはその払込期間の最終日。以下同じ。)の翌日以降適用する。なお、無償割当ての場合は、その効力発生日の翌日以降とする。ただし、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日があるときは、調整後の転換価額は、その基準日の翌日以降適用する。

上記(6) 及び に掲げる場合

本件取得請求権付株式等又は本件新株予約権等が交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降適用する。ただし、普通株主に本件取得請求権付株式等又は本件新株予約権等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降適用する。なお、取得の請求又は行使に際して交付される普通株式の対価が調整後の転換価額の適用時期に確定していない場合にあっては、その対価が確定した日の翌日以降適用する。

上記(6) に掲げる場合

普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降適用する。

上記(6) に掲げる場合

普通株式の株式併合の効力発生日以降適用する。

( 9 ) その他の調整事由

上記( 6 )により転換価額の調整を必要とする場合以外であっても、次に掲げる場合に該当すると当社取締役会が合理的に判断するときには、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割によるその会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換によるその株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とする場合

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合

に掲げる場合のほか、当社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合

1 2 . 残余財産の分配

( 1 ) 残余財産を分配する場合は、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、残余財産分配金を支払う。

( 2 ) D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、上記( 1 )のほか残余財産の分配を行わない。

( 3 ) D種優先株式1株あたりの残余財産分配金の価額は、上記9( 2 )の算式を準用して計算する。なお、この場合においては、上記9( 2 ) から までに、「金銭対価取得請求権取得日」と記載してあるのは、「残余財産分配日」と読み替える。

1 3 . D種優先株式につきましては、平成25年9月26日開催の取締役会において、全株取得及び消却を決議し、平成25年10月11日付で該当株式の取得及び消却手続を完了いたしました。これにより、提出日現在のD種優先株式の発行数はありません。

( 2 ) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

( 4 ) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日	-	普通株式 38,738,914 D種優先株式 75	-	10,000	-	-

(注)平成25年10月11日付にて、D種優先株式75株を取得し消却したことにより、提出日現在の発行済株式総数は38,738,914株となっております。

(6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
トヨタホーム株式会社	愛知県名古屋市東区泉一丁目23番22号	10,784,100	27.83
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	2,058,327	5.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1 東京都港区浜松町二丁目11番3号	995,500	2.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1 東京都中央区晴海一丁目8番11号	900,200	2.32
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 (日本生命証券管理部内)	609,053	1.57
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	559,912	1.44
MG従業員持株会	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	516,829	1.33
ザバンクオブニューヨークメロン(インターナショナル)リミテッド131800(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2-4,RUE EUGENE RUPPERT, L-2 453 LUXEMBOURG, GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG (東京都中央区月島四丁目16番13号)	476,800	1.23
ジェーピーエムシー エヌエイ アイティーエス ロンドン クライアンツ アカウント モルガン スタンレイ アンド カンパニー インターナショナル(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25. CABOT SQUARE, LONDON E14 4 QA, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島四丁目16番13号)	427,500	1.10
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エスエル オムニバス アカウント(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島四丁目16番13号)	395,000	1.01
計	-	17,723,221	45.75

- (注) 1 所有株式数は、すべて同行の信託業務に係るものであります。  
 2 当社は、自己株式を1,376,118株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合3.55%)保有しており、大株主に該当しますが、上表には記載していません。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決 権に対する所 有議決権数の 割合(%)
トヨタホーム株式会社	愛知県名古屋市東区泉一丁目23番22号	107,841	29.04
あいおいニッセイ同和損害保 険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	20,583	5.54
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	9,955	2.68
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	9,002	2.42
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 (日本生命証券管理部内)	6,090	1.64
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	5,599	1.50
MG従業員持株会	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	5,168	1.39
ザバンクオブニューヨーク メロン(インターナシヨナ ル)リミテッド131800(常 任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	2-4,RUE EUGENE RUPPERT, L-2 453 LUXEMBOURG, GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG (東京都中央区月島四丁目16番13号)	4,768	1.28
ジェービーエムシー エヌエイ アイティーエス ロンドン ク ライアント アカウント モル ガン スタンレイ アンド カン パニー インターナショナル (常任代理人 株式会社みず ほ銀行決済営業部)	25. CABOT SQUARE, LONDON E14 4 QA, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島四丁目16番13号)	4,275	1.15
ザチェースマンハッタンバ ンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウ ント(常任代理人 株式会社 みずほ銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島四丁目16番13号)	3,950	1.06
計	-	177,231	47.72

(注) 所有株式数は、すべて同行の信託業務に係るものであります。

(7) 【議決権の状況】  
 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	D種優先株式 75	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 (自己保有株式) 1,376,100	-	・単元株式数は100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 37,133,600	371,336	・単元株式数は100株 (注)2・3
単元未満株式	普通株式 229,214	-	-
発行済株式総数	38,738,989	-	-
総株主の議決権	-	371,336	-

- (注)1. 優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載しております。
2. 「完全議決権株式(その他)」の株式数には、証券保管振替機構名義の株式が1,200株(議決権の数12個)含まれております。
3. 「完全議決権株式(その他)」の株式数には、信託型従業員持株インセンティブ・プランにより従業員持株E S O P信託が保有する当社普通株式214,600株(議決権の数2,146個)が含まれております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己株式) ミサワホーム株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	1,376,100	-	1,376,100	3.55
計	-	1,376,100	-	1,376,100	3.55

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	55,511	64,804
受取手形及び売掛金	7,015	7,497
分譲土地建物	42,005	42,057
未成工事支出金	23,732	28,493
商品及び製品	972	1,585
仕掛品	284	305
原材料及び貯蔵品	1,783	1,671
繰延税金資産	6,965	6,955
その他	7,711	8,126
貸倒引当金	159	172
流動資産合計	145,824	161,325
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	16,812	18,704
土地	24,718	24,412
その他(純額)	4,973	4,852
有形固定資産合計	46,504	47,969
無形固定資産	7,632	7,852
投資その他の資産		
投資有価証券	2,834	2,622
繰延税金資産	794	844
その他	10,848	10,543
貸倒引当金	1,713	1,725
投資その他の資産合計	12,763	12,284
固定資産合計	66,900	68,106
資産合計	212,725	229,432

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	48,118	49,273
短期借入金	34,037	30,939
未払法人税等	2,752	1,116
賞与引当金	5,905	6,233
完成工事補償引当金	2,807	2,823
未成工事受入金	33,428	42,331
預り金	5,937	6,101
その他	12,544	11,293
流動負債合計	145,532	150,113
固定負債		
社債	250	150
長期借入金	15,089	22,693
退職給付引当金	5,562	5,299
役員退職慰労引当金	815	769
その他	9,924	10,930
固定負債合計	31,640	39,842
負債合計	177,172	189,956
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	11,340	11,253
利益剰余金	15,823	19,690
自己株式	4,070	3,944
株主資本合計	33,093	36,998
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	772	640
土地再評価差額金	448	448
為替換算調整勘定	8	45
その他の包括利益累計額合計	315	236
少数株主持分	2,143	2,240
純資産合計	35,552	39,476
負債純資産合計	212,725	229,432



## ( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
売上高	187,610	206,556
売上原価	143,046	158,362
売上総利益	44,564	48,193
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	4,886	5,528
販売促進費	2,801	3,120
完成工事補償引当金繰入額	765	646
給料及び手当	17,694	18,264
賞与引当金繰入額	3,664	3,966
減価償却費	1,419	1,460
その他の販売費	2,116	2,251
その他の一般管理費	6,194	6,625
販売費及び一般管理費合計	39,543	41,863
営業利益	5,020	6,330
営業外収益		
受取利息	38	26
受取手数料	116	106
その他	435	476
営業外収益合計	590	609
営業外費用		
支払利息	520	430
退職給付費用	175	175
シンジケートローン手数料	115	250
その他	56	80
営業外費用合計	868	937
経常利益	4,742	6,002
特別利益		
固定資産売却益	-	147
投資有価証券売却益	-	8
受取補償金	-	48
その他	-	4
特別利益合計	-	208
特別損失		
固定資産処分損	21	47
減損損失	11	58
投資有価証券評価損	109	14
その他	8	20
特別損失合計	151	141
税金等調整前四半期純利益	4,590	6,070
法人税、住民税及び事業税	1,016	867
法人税等調整額	647	12
法人税等合計	1,663	879
少数株主損益調整前四半期純利益	2,927	5,190
少数株主利益	59	88

四半期純利益	2,868	5,101
--------	-------	-------

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,927	5,190
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	56	136
為替換算調整勘定	71	84
その他の包括利益合計	128	52
四半期包括利益	2,798	5,137
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,769	5,022
少数株主に係る四半期包括利益	29	115

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	4,590	6,070
減価償却費及びその他の償却費 のれん償却額	2,155	2,438
貸倒引当金の増減額(は減少)	93	123
その他の引当金の増減額(は減少)	241	25
受取利息及び受取配当金	205	96
支払利息	55	66
投資有価証券売却損益(は益)	520	430
減損損失	-	8
固定資産除売却損益(は益)	11	58
売上債権の増減額(は増加)	21	100
たな卸資産の増減額(は増加)	6,756	465
仕入債務の増減額(は減少)	4,450	5,183
未成工事受入金の増減額(は減少)	601	1,189
その他	3,169	8,903
小計	1,876	572
利息及び配当金の受取額	10,299	12,747
利息の支払額	52	67
法人税等の支払額	478	450
営業活動によるキャッシュ・フロー	798	2,381
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	172	87
定期預金の払戻による収入	145	79
有形及び無形固定資産の取得による支出	2,066	5,267
有形及び無形固定資産の売却による収入	15	1,307
投資有価証券の取得による支出	-	40
投資有価証券の売却による収入	-	54
その他	106	473
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,184	3,480
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,406	11,974
長期借入れによる収入	3,477	21,040
長期借入金の返済による支出	6,002	4,808
社債の発行による収入	97	-
社債の償還による支出	434	30
配当金の支払額	582	1,227
少数株主への配当金の支払額	16	16
自己株式の売却による収入	13	71
その他	381	302
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,234	2,752
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	26
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,654	9,280
現金及び現金同等物の期首残高	48,024	55,193
現金及び現金同等物の四半期末残高	49,678	64,474

【注記事項】

(追加情報)

連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、第1四半期連結会計期間より連結納税制度を適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

「ミサワホーム」購入者等のためのつなぎ融資等に対する保証債務

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
40,797百万円	43,372百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
現金及び預金勘定	50,128百万円	64,804百万円
預入期間が3か月を超える定期預金及び担保に供している定期預金	450	329
現金及び現金同等物	49,678	64,474

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	370	10	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金
	D種優先株式	217	1,500,000	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1. 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	(注)747	20	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金
	D種優先株式	487	6,500,000	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

(注)配当金の総額には、従業員持株ESOP信託に対する配当金5百万円を含めております。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

当社及び連結子会社の事業は、住宅事業及びこれらに付随する事業がほとんどを占めており、実質的に単一セグメントであるため、記載を省略しております。

( 1 株当たり情報 )

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日 )	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日 )
( 1 ) 1 株当たり四半期純利益金額	64円71銭	130円83銭
( 算定上の基礎 )		
四半期純利益金額 ( 百万円 )	2,868	5,101
普通株主に帰属しない金額 ( 百万円 )	471	243
( うち優先配当額 ( 百万円 ) )	(471)	(243)
普通株式に係る四半期純利益金額 ( 百万円 )	2,396	4,858
普通株式の期中平均株式数 ( 千株 )	37,036	37,132
( 2 ) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	49円32銭	117円94銭
( 算定上の基礎 )		
四半期純利益調整額 ( 百万円 )	471	243
( うち優先配当額 ( 百万円 ) )	(471)	(243)
普通株式増加数 ( 千株 )	21,112	6,123
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

( 重要な後発事象 )

D 種優先株式の取得及び消却

当社は平成25年 9 月26日開催の取締役会において、当社定款に定める取得条項に基づき D 種優先株式の全株を取得及び消却することを決議し、実施しました。

1 . 取得の理由

財務基盤の強化及び株式の希薄化リスクの低減

2 . 取得の内容

( 1 ) 取得及び消却した株式の種類	D 種優先株式
( 2 ) 取得及び消却した株式の数	75株
( 3 ) 1株当たりの取得価額	103,454,794円52銭
( 4 ) 株式の取得価額の総額	7,759,109,589円
( 5 ) 株式の取得の相手方	株式会社日本政策投資銀行
( 6 ) 取得・消却日	平成25年10月11日
( 7 ) 消却の方法	その他資本剰余金を原資とする

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月8日

ミサワホーム株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡邊 秀俊	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤井 静雄	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 秀明	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているミサワホーム株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ミサワホーム株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年9月26日開催の取締役会において、D種優先株式の全株を取得及び消却することを決議し、実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。